

論文

1900～1930年代のスウェーデンにおける Social Pedagogy 論議

— 「教師マガジン」と「子どもと若者—北欧 SP 雑誌—」を中心に—

A Discussion on Social Pedagogy in Sweden from the 1900s to 1930s: Focusing on “Swedish Teachers’ Magazine” and “Children and Youth: Nordic Social Pedagogical Periodical”

松田 弥花 (高知大学教育学部) ¹MATSUDA Yaka¹1, *Faculty of Education, Kochi University*

ABSTRACT

The aim of this study is to examine the historical meaning of Social Pedagogy (also known as Socialpedagogik: SP) in Sweden through analyzing two magazines which were written about SP and published in the beginning of the 20th century.

In the beginning of the 20th century in Sweden, there were numerous serious social issues, e.g. poverty being directly correlated to unhealthy children, unemployed youth, and alcoholism of adults. SP arose to address the social issues at the time.

SP is often explained as “a research field bridging both pedagogy and social work in the social science”, which means that SP includes pedagogical aspects and social work aspects. Therefore SP plays an important role to address social issues in a pedagogical and educational way to encourage social participation of people who are excluded from society and build those people to be more active and healthier.

However, as the welfare system was rapidly constructed in the 1930s, the fields of SP were undertaken by Social Work. Nevertheless, the interest of SP is increasing again in this decade. Therefore, it is important to reconsider the meaning of SP. Examining the historical meaning of SP could be helpful to deepen the understanding of SP.

What the study discovered is that SP played an important role in society in regard to poverty, hygiene, special needs education, sports and cultural activities, child protection and rearing, treatment and moral education, and vocational education. In other words, SP functioned as education, social work, health/hygiene care and promoting culture. It could be said that the historical significance of SP was to develop society by using a holistic approach for people to be more active and healthier.

I. はじめに

20世紀初期におけるスウェーデンでは、経済的貧困に伴う子どもの健康状態の悪化や若者の失業、成人のアルコール依存などが大きな社会問題であった。教育現場では特に、子どもの心身のケアが焦点化され、学校内外における衛生・保健（教育）事業やスポーツ・文化事業が強化された。これらの領域を包摂していた概念が、本稿で取り上げる *Social Pedagogy*（社会的教育学／社会教育学、= *Socialpedagogik* : SP、以下、SP とする）である。SP とは、スウェーデンでは“社会科学領域において教育学と社会福祉を横断する研究領域”と説明される¹。すなわち、行政や学問領域における「教育」と「社会福祉」という縦割りの壁を越えた、人びとの生活を総合的に保障することを志向する領域であると言える。とはいえ、「SP とは何か」というテーマは長年にわたって様々な研究者によって検討されてきており、未だその定義は確立されていない²。

スウェーデンは、社会民主主義的な高福祉国家として世界的に注目されてきた³。ところが近年は、難民の増加⁴や、依存症や精神疾患を抱える成人⁵、精神的に不安定な子ども・若者の増加⁶など様々な問題を抱えている。これまでのような福祉国家体制は揺らぎつつあり、以上のような問題に対し、十分な保障が行き届いていないのが現状である。

そのような状況において、多様な人びとを対象とした多様な形態の社会参加・社会復帰のあり方を検討する際の理論枠組みとして、SP に対する期待が高まっている。例えば、難民の人びとが一時滞在する共同施設や、困難を抱える家族のための共同ケア施設、若者のための共同更生施設などで働く職員の養成が国庫補助のもと推進されており、それらの養成課程内に SP の科目が組み込まれている。ところが、高等教育機関において SP 専門職である *Socialpedagog*（ソシアルペダゴグ : Soc-ped、以下、ソスペッドと呼ぶ）を養成している／SP を学ぶことができるのは全国に2ヶ所であり、成人教育機関である職業専門学校や民衆大学において SP を学べるのは20ヶ所（2018年11月時点）である⁷。つまり、アカデミックなソスペッド養成課程が少ない状況である。このことは、学術的に SP について理解を深める機会が少ないことを意味する。

ただし、スウェーデンで SP という概念が用いられて以降ずっと、以上のような体制だったわけではない。1980年代まで、ソスペッドは複数の単科大学で養成されており、アカデミックな養成課程が主流だった。

ソスペッドが高等教育機関で養成されなくなった経緯は、以下の通りである。スウェーデン社会民主労働党（以下、社民党とする）が政権に就いた1932年以降、社会民主主義的な福祉国家の基盤となる体制が整備された。医療や社会福祉などの社会保障制度が充実していくにつれ、社会福祉行政が拡大した。新たな社会保障制度を遂行する専

門職の必要性が生じ、高等教育機関において *Socionom*（ソシオノム=ソーシャルワーカー、以下、ソシオノムと呼ぶ）養成課程が増設されていった。この流れの中で、次第にソスペッド養成課程はソシオノム養成課程に吸収されていき、1977年に社会福祉が学問領域として明確に位置づけられると、高等教育機関における SP の位置づけも弱まった⁸。具体的には、SP に関する科目はソーシャルワークに替わり、そのため SP 科目を教える教員・研究者も減少していった。すなわち SP は、社会福祉の台頭により、その存在意義を見失ってきたのである。

以上のように、SP は社会福祉との親和性が高く、社会事業の一環として発展してきた背景がある。ただし先述のような、近年のスウェーデン社会における SP/ソスペッドに対する注目の高さは、社会福祉/ソシオノムとは異なる機能が社会で求められていると解釈できる。SP は文字通り、*Social Pedagogy* としての *Pedagogy* の観点が *Social Work* よりも強く、教育的営みに基本的価値が置かれていると考えられる。近年のスウェーデン社会の状況に鑑みれば、SP は、個人の保護やケアを中心的に行う社会福祉的機能に加え、教育的観点が位置づくことにより、人びとの自立や社会の発展・連帯強化に寄与する点で意義深い概念だと思われる。SP に対する期待が高まり養成課程が増加している現在、改めて「SP とは何か」という問いに向き合い、SP の独自性について検討することは喫緊の課題であると言える。

本稿では、SP という用語が使われ始めたと思われる1900年代から、福祉国家体制が急激に整備されるまでの1930年代初期に焦点を当て、当時の SP の全体像を把握し、その歴史的意義について考察することを目的とする。近年、SP が注目されている背景について歴史的に紐解くことで、SP という概念の独自性がみえてくると考えるからである。

II. SP の歴史に関する先行研究

(1) 20世紀初期のソスペッド養成

スウェーデンの教育に関する研究は、これまで日本でも一定数行われてきたものの、SP に関する研究は少ない。中でも、SP の歴史に関する研究は、日本でもスウェーデンにおいてもほぼ蓄積がない。

これまで、スウェーデンで行われた SP の歴史的研究では、初めてソスペッドが養成されたのが1908年であったと言われ、SP の歴史について語られる際にこの年代が用いられることが多い⁹。当時の社会問題であった貧困問題に対し、専門的に働く職員を養成する目的で「貧困ケア協会 (*fattigvårdsförbundet*)」によって推進された対策であったとされる¹⁰。1908年以前は、数日間の「講座 (*kurs*)」というかたちで同協会が開講していたが、1908年に半年間の「養成 (*utbildning*)」が開講されたのである。しかし、

課程名にソスペッドとは明記されておらず、学習科目にもSPは含まれていない¹¹。そのため、なぜ1908年がソスペッド養成の始まりだと言えるのかという歴史的背景や貧困ケア協会とSPの関係など、未だSPの歴史に関して不明瞭なことが多い。さらに、養成された職員は実際にどのような実践を行っていたのか、実践領域の範疇や具体的な内容についても解明されていない。社会福祉制度が整備される以前のSPが担ってきた役割に着目することで、歴史的にSPはどのような概念として理解されていたのか、SPの独自性について探究する手がかりとなり得る。

(2) 1940年代の学校教育におけるSPの制度化

他方、是永かな子と高橋智は、1940年代に社民党が推進した福祉国家構想における「通常教育改革」の補助学級（学校）教育の位置づけに関する研究の中で、SPの就労支援や促進補償教育としての役割が注目され制度化されたことを明らかにした¹²。

1900年代初期のスウェーデンでは、貧富の差が激しく、教育も複線型であった。そこで当時の社民党は、「平等と民主主義」という党理念に則り、社会改革の中で教育にも焦点を当て、SP（是永・高橋論文では「社会的教育」と訳される）の視点から教育改革に着手した。1940年前後の教育改革において、特に就労支援としての貧困ケア（fattigvård）や衛生ケア（hälsövård）といった、従来の学校教育で欠落していた機能・領域を補完する役割としてSPが期待され、制度化が進められたのである。1940年の教育検討委員会によるSPの定義とは、“「子どものケア」概念であり、身体的ケア、個別の援助活動や学校教育に参加するために必要な貧困ケアなどを含むもの”であった。具体的には、学校医・学校看護師の配置、学校歯科ケア、学校のシャワー設備、学校給食、衣服・靴の援助、サマーコロニー、無償の教材提供などが導入された。すなわち、“学校教育の前提として子どもの生活と健康の保障が不可欠”であると考えられ、さらに“子どもの学習権保障の具体化のために従来の学校教育の機能が大きく拡大された”。それゆえ、障害児に対する促進補償教育としての補助学級（学校）教育も重要な構成体として認識され、ここでもSPの機能が期待された¹³。よって、当時の学校教育におけるSPの機能とは主に、貧困ケア、衛生ケア、また現在でいうところの特別支援教育であったと言える。

しかし、現行の法制度において、以上のようなSPを規定する法制度は残されていない。SPに関する法制度として唯一挙げられるのが、2010年から定められている「新学校法」における第2条「責任者と管轄」の「生徒の健康」に関する項（第25項）である¹⁴。ここでは、各学校に配置されなければならない専門家として、学校医、養護教諭、心理師と並んで、カウンセラー（スクールカウンセラー）

が定められている。このカウンセラーとして、ソシオノムとソスペッドが勤めることが多いが、SPもしくはソスペッドという言葉が条文に明記されているわけではない。ただし、現行の「生徒の健康」に関する法律は、1940年代のSP制度化を基盤としていることは考えられる。すなわち、「SP」と明言されていないものの、機能としてのSPは現行の法制度に活かされていると言える。

以上のように、制度上では、学校教育における保健衛生や特別支援教育としてSPが位置づけられてきた。しかし、これらはSPが有していた機能の一部であり、実際は、対象は子どもから成人まで幅広く、そして活動領域は学校教育外にも広がっていた。当時の教育検討委員会によるSPの定義は学校教育の場に限定されており、SPを狭義に用いていたと言える。本稿では、制度化される以前のSPに関する史料を基に、保健衛生や特別支援教育以外のSPの多様な機能について探っていくことで、SPのより幅広い概念について考察を進める。

Ⅲ. 雑誌記事にみるSPに期待された社会的機能

(1) 対象とする史料

以上を踏まえ本稿では、1881年から刊行され始めた「スウェーデン教師マガジン（Svensk läraretidning）」（以下、教師マガジン）の内、SPに関する記事（主に1929～1932年）と、1922年から1932年に刊行されていた「子どもと若者—北欧SP雑誌—（BARN OCH UNGDOM: NORDISK SOCIAL-PEDAGOGIK TIDSSKRIFT）」（以下、子どもと若者）を中心に、当時のSPが担っていた役割について検討していく。上述のように、SPの歴史研究は少ないのであるが、その理由として、SPに関する歴史史料が少ないことが挙げられる。本稿で扱う史料は、スウェーデンで唯一残されている20世紀初期のSPに関する史料であり、スウェーデンでも未だ誰も言及していない。

「教師マガジン」は、政治家であり国民学校¹⁵の教師でもあったエミール・ハンマルンド（Emil Hammarlund）によって発行され、全国の教師や実践家、研究者たちに読まれていた。ほぼ毎月刊行され、各地の学校でのイベントや教師間の学習会や講演会、思想や人物、文献の紹介など、幅広い情報を共有するために用いられていた¹⁶。本雑誌が発行され始めた当初は「スウェーデン教師マガジン」と名付けられていたが、その後5回、雑誌名が改名されており、現在は「教師たちのマガジン（läraernas tidning）」というウェブマガジンとして残されている。一方「子どもと若者」は、北欧5ヶ国において刊行されていた、育児と青少年保護に関する科学雑誌である。子どもと若者に関する問題に携わっていた医師や社会心理士、官僚や政治家、教師たちによる編著であった。副題に「北欧SP雑誌」と付されており、本雑誌で取り上げられた文書は全てSP的視点に基

づいて執筆されている。

対象とする記事について、「教師マガジン」に関しては、目次に SP の項目が設けられ始めた 1929 年から項目がなくなるまでの 4 年間に刊行されたマガジンの内、SP の項目として位置づけられた内容の記事を扱う。「子どもと若者」については、北欧 5ヶ国の事例や論点について記されているが、本稿はスウェーデンについて書かれた記事に焦点を当てる。対象期の記事を、領域・視点ごとに分類し、カテゴリー化してまとめなおし考察する。なお、本稿で対象となる記事・論文は全て SP 的視点により書かれ、当時 SP として理解されていた内容が扱われているため、本稿はそれらで描かれた SP 像に基づき考察を深める。その際、SP の教育的側面に着目する。

(2) SP の始まり

まず、SP という用語がいつからスウェーデンで使用され始めたのか確認しておく。周知のように、ドイツの *Sozialpädagogik* は長い歴史を持ち、明治期に日本の社会教育が構築される際に影響を及ぼした概念の一つである¹⁷。*Sozialpädagogik* は、日本に限らず世界中に広まり、北欧諸国でもいち早く紹介された。

スウェーデン王立図書館 (*Kungliga biblioteket*) の所蔵の中から検索した限りでは、SP に関して著された最も古いと思われる史料は「教師マガジン」であった。「教師マガジン」で初めて SP という用語が登場したのは、1901 年に記された、「娯楽の創設—SP 的問い— (*Bildande förströelser. En socialpedagogisk fråga*)」という記事である。本記事は、若者の余暇がテーマとなっており、“若者が余暇時間を正しく使うにはどうしたら良いのか、つまり、若者が清らかに楽しむ趣向を持つには、どのように教育すべきか”が議題として挙げられた。ここで対象とされたのは、主に農家・酪農家の若者であり、地方に住む彼・彼女たちが仕事や教会に行く以外の余暇時間をいかに過ごすべきかが議論となっていた。すなわち、親の飲酒/アルコール依存症によって引き起こされる暴力などにより、子どもの身体や道徳観が破壊されることが危惧され、社会問題化していたのである。そこで、若者たちが豊かで幸せな生活を送ることが大事だと考えられ、運動や音楽、演劇に触れることを推奨しているのが、「教師マガジン」における SP に関する最初の記事である¹⁸。

(3) 更生・道徳教育

当時、道徳教育や更生教育は、SP で扱う領域として大きな議論となっていた。これらの教育事業は、学校よりも当時の児童養護施設や少年院、セツルメントで主に行われていた。また、更生教育の一環として、成人のアルコール依存症に対する支援の必要性も議論されていた。

20 世紀初期は、若者のモラルが社会的な論点となっていた。SP 領域でも若者間の喧嘩が危惧され、“かつての「良い時代」にも同様の問題はあったはずだが、影となっており見逃されてきた。ただし、確かにかつてよりも現在の方が若者の軽薄さはうかがえるようになり、個人的でも社会的でもない動物の世界となってしまう可能性がある”と指摘された。最も危惧されたのは、“若者が家庭で十分な愛情を受けていないこと”であった。すなわち、「家族は社会の根幹」であり、その根幹が傷つけば、木が枯れてしまうのと同じだということである。社会で必要とされているのは、“家庭生活を再生すること”であるが、“このような思考は、他の領域ではかなり稀か一切考えられていないだろう”と言われた。ある社民党議員は、“若者を育てるのは社会の責任でもある。荒れた若者の 50、60 年後を考えた場合に、どれほど成長する可能性があるだろうか”、子ども・若者の健全な育成のために“健康的で、楽しい家庭をつくらなければならない”と課題提起した¹⁹。

具体的な若者の非行として特に問題視されていたのは、1700 年代から大きな問題であった放火行為であった。「子どもと若者」内の論文によれば、1909 年に書かれた精神病理学領域の論文では、「放火魔」は、感情もしくは知的に問題があることが示され、多くの「放火魔」は個性的な性格を有し、社会的適合性を欠いていると言われた。すなわち、放火する若者は、復讐心にあふれ、人びとが有する過敏性や感情を欠いていると認識されていたのである。復讐心が芽生える事例として例えば、ある児童保護施設の放火事件は、以前、施設内のある青年が窃盗の容疑をかけられ、児童保護協会を通じ司法へ送り出されたことが挙げられる。他にも、ある青年が学校を放火した背景には、その学校で人権を無視した扱いをされた例が挙げられる。SP の領域では、このような「放火魔」たちに対し、精神科病院における治療ではなく、教育が必要であると考えられた。すなわち、ある「放火魔」の青年の事例が挙げられ、“彼はただとても想像力があり、アクティブでいたずら好きな子であった”だけで、多くの場合は病気なのではなく“育成され間違えられた”と認識されていたのである²⁰。

このような状況に鑑み、子ども・若者を社会全体で見守り、健全な育成に努めるべきだという認識が広まった。例えば、子どもの夜遊びをめぐる、夜間の映画鑑賞が問題となっていた。子どもの映画鑑賞自体は推奨されるが、映画鑑賞をめぐる子どものモラルについてコミュニケーション (基礎自治体) で議論された。夜 8 時以降に上映が終わる映画を 15 歳以下の子どもが観ることは、衛生的・道徳的に好ましくないという内容である。なぜなら、翌朝早く登校しなければならないし、夜間に出歩くことは「悪い関係」を持ちかねず、危険が多いためである。子どもが夜間に映画鑑賞することを回避するためには、周囲の大人がきちんと見守る

必要があることが示された²¹。すなわち、問題を起こす子ども・若者に問題があるのではなく、彼・彼女らが置かれている環境／社会の改善が主張されたのである。

しかし同時に、多くの成人も貧困やアルコール依存症などの問題を抱えており、特に子を持つ親のアルコール依存は子どもの発達にも影響を及ぼすため、大きな課題とされた。

1922年の「子どもと若者」で、以下の論文が発表された。著者はスウェーデンにおける哲学者であり、社会心理学の先駆者と言われるDavid Lund（ダーヴィッド・ルンド）（1885-1924）である。彼は、子ども・若者の道德観の変容が社会的に懸念されている要因について、アルコール依存を挙げた。ある調査によれば、1914年には743名の少年と106名の少女がアルコール依存により中央保護観察施設に入所した。別の調査では、非行少年少女と、そうではない少年少女の違いとして、親の収入に大きな差があることが分かっており、非行少年少女の家庭の方が、総収入が少ないということである。そして、その家庭の親の多くがアルコール依存症なのである。そのためルンドは、子どもの非行に対して、学校だけが対応するのではなく、その他の社会的ファクターも、依存症の子ども・成人に対応するべきであると主張した。親のアルコール依存症が、直接的・間接的に子どもの非社会的傾向に少なからず影響を与えていると考えられるためである。ルンドは、1914年から子どもの道德問題について調査・研究してきたが、親などの成人のアルコール依存症が少しでも改善されれば、若者に悪い影響が及ぼされにくいと考えていた²²。

成人の依存症問題改善のため、例えば、民衆大学等の民衆教育の場において「節酒教育」が実施された。当時の中央省により、教師や民衆教育の担い手たちのために、節酒に関する講習が開催されるなど²³、国家予算によって推進されていた。

以上のように、子ども・若者の健全な育成のために周囲の成人や社会全体で見守り、取り組んでいくことがSP領域において検討されていた。ただしその際、子ども・若者の健全な育成と同時に、身体的・精神的問題を抱える成人に対しても特別な支援対策が採られていた。

（4）児童・若者保護育成

1900年代から1930年代初期は、以上のような非行少年少女を含み、貧困問題を軸に児童・若者保護育成事業が活発化した時期である。大きな社会の流れとしては、1902年に初めて、児童保護に関する法律（児童保護法）が制定され、1917年には「婚外子に関する法律」が制定され、続いて1924年には「社会における児童ケアに関する法律」が制定された。この時期は、子どもの権利に関するジュネーブ宣言が採択され、スウェーデンに限らず世界的に子ども

の保護に関心が集まっていた²⁴。

1902年法の整備過程において、法律に基づく様々な事業を担う管轄について議論が交わされていた。この法制化により、児童保護に公的に取り組み始めた一方で、非行少年少女の更生に関する課題も対策が練られたのであった。それぞれの事業を検討・対応する委員会が、前者の課題に対しては、コミュニティにおけるヘルスケア委員会の管轄に置かれ、後者は、教会や教育委員会、もしくは児童保護委員会の一部の管轄に置かれた。すなわち、関連性の強い課題をめぐって2つの異なる委員会が設置されたわけである²⁵。

このような、縦割り行政をめぐる課題について、例えば以下のような議論もあった。1920年代初期、里子の保障をめぐる法制度を整備していく過程において、最初は里子のケアと保護育成をコミュニティ内の同じ管轄で取り組むべきだという考えが根強かった。しかし、1922年の検討会ではこの議題は外れてしまい、ケアと保護育成は異なる管轄が責任を持つよう議論が進んだ²⁶。

その後の1924年法は、親によるネグレクトや児童虐待を理由として、子どもを強制的に親から引き離して施設に入れることを可能にした法律であった²⁷。子どもや若者の福祉をめぐって、新しく、より合理的な事業を展開することができるようになったと評価されている²⁸。本法は、児童保護法の一環で1902年に制定された「里子ケアに関する法律」と「非行青年や道德観のない若者に対する躰に関する法律」が統合され制定された。この制定により、18歳以下の子ども・若者の保護を、各コミュニティが責任を持つこととなった²⁹。これらの法律の基盤となる考えとは、“母親がヒステリックであったり、神経質だったりすると、子どもにとって良い環境ではなく、不幸なこと”であり、“子どもの身体的・精神的保護を第一に考えなければならない”という認識が広まったため、社会全体で子どもの保護育成に携るに至ったとされる³⁰。

ただし、子どもの保護育成は、公的セクターのみで担われていたわけではなかった。例えば1929年のストックホルムにおいて、子どもたちの社会性を育むことや、衛生面の改善を目的に、H.S.B. (Hyresgästernas sparkasse och byggnadsförening) という、住宅を建築・管理・運営・賃貸する住宅協同組合によって遊び小屋（＝幼保育園）が設立された。当時、労働者階級の家族のうち約60パーセントが賃貸物件に住んでいたため、その住宅を管理する同組合が、日中に子どもの面倒を見る場が必要であると認識したことがきっかけであった。公的な幼稚園はこれまでもあったものの数が足りておらず、不動産業界による遊び小屋としては、H.S.B.によって設立されたのが国内初であると言われる³¹。H.S.B.はかつてより、子育て中の母親のための集団的な子育て環境を整えることに尽力していたこと

で有名であった。この遊び小屋には、就学前の子どもは全て、朝7時から夕方6時まで預けることができた。ただし、7歳以上の就学中の子どもも、放課後に遊びに来ることができた³²。

SPの領域では、子ども・若者の保護育成を家庭以外の社会全体でも取り組むことが志向されていた。ただしその際、公的セクターでは、どの部門がどの役割を担うかが主な検討事項となっていた。特に、「ケア」と「育成」という、福祉か教育かという葛藤は、SP領域では古くからの議論であった。

(5) 職業教育

当時の貧困な状況の中、若者の失業問題も非常に深刻であった。当時の社会局によれば、1927年5月時点で全国計64,075名の内、15歳～20歳の11,723名が、21歳～30歳の21,550名が失業しており³³、かなり高い失業率だった。そのため、若者ケアの一環として、失業者に対する職業教育が学校や民衆教育の場で行われていた。1931年には、18歳以上の失業中の若者に対し、国が教育機会の提供というかたちで対策を採ることが決定された³⁴。さらに同年、4ヶ所の学区の労働小屋³⁵の維持のために、国庫補助がおりることが決定されるなど、国をあげて様々な対策が採られた³⁶。若者の失業問題を主に担当していたのは、コミューン内の若者局で、若者局は若者ケア全般を担っていたのであるが、失業問題は社会的(Social)対策のみでは解決はできず、若者たちを救うためには、ケアと教育が必要だと考えられていた³⁷。

ストックホルム市では、1931年、若者局の補助金を受け、ヘムゴード(hemgård)³⁸で失業中の若者のための事業が開始されるなどの動きがあった。職業教育としての講座が開講され、18歳～25歳の若者が対象とされた。一方で、15歳～18歳を対象とした特別クラス/職業教育は学校(国民学校や工業学校)において開設された。ここでの大きな問題は、教師の能力についてであった。教師は、失望していたり、悲観的であったり、慣性的であったり、病気や障害を抱えていたり、貧困状態にあるなど多様な個人に対し、理解する賢さと、忍耐、ユーモアを持ち講義や教育にあたることが求められていた。すなわち、“失業やホームレスにある若者を信じ、基本的な予防事業としてのSP的な啓蒙・カウンセラー事業に中心的に取り組むことが我々の望みである。これらの事業はいかなる時、つまり発達を阻害されていたり、育成困難な状況にある若者、その他の継続的支援を必要とする若者にとって必要”³⁹だと考えられていた。

他方、「継続学校(fortsättningskolan)」というかたちで義務教育を延長することで、子どもの就職時期をずらすことも志向されていた。イエーテボリ(Göteborg)市で

は、失業に関する統計調査が行われた。同市では、1931年10月に847名の18歳以下の若者が職業紹介所に訪ねてきた。その内、223名は15歳以下の若者であった。仕事に従事していたある13歳の男の子の事例では、“朝起きて、朝食を食べ、街に出て消印を押す(筆者注:仕事をする)。仕事には2日おきに行っている。仕事に行かない日は、朝食を摂り、森に出かけ母親のために薪を拾い、たまに森で楽しいことを見つけ、家に帰り夕食を食べて寝て、そして夜が明けると、また消印を押す時間になる”。当時、このような生活をしている若者が大勢いる中で、教師たちは、義務教育を7年間にすれば、少なくともイエーテボリ市では650人の男子、500人の女子が継続学校の生徒として受け入れることができるため、学習期間の延長を図ろうとしたのである⁴⁰。

この継続学校設置の動きは、国をあげて取り組まれた。1931年の社会局長により、社会民主労働党若者部が、若者の失業という課題に対し動き出したことが報告された。具体的には、“若者の失業をめぐって、何が起きているのか明確に説明することは困難である。失業という問題を短時間で解決することは不可能である。失業中の若者が、職業学校や民衆大学における教育を受けられるよう、関係管理局は努めなければならない。この工業化社会において、若者たちは不安を抱えている。その状況の中、若いうちから直ちに労働を強いるのではなく、持続的に就業できるよう、反対に教育の期間を延長する必要がある。それゆえ、国民学校を7年間に延長する提案をする”⁴¹という内容であった。

そして、継続学校は全国に広がり、例えばイエーテボリ市から約100キロメートル離れたリューセシル(Lysekil)という学区において、1931年から1932年に、継続学校が設置されることが決定した。継続学校では、1週間36時間の学習時間で、必修講義は年間450時間であった⁴²。

継続学校の設置が進み、その効果や評価が現場から届くようになった。ある国民学校の教師によれば、継続学校を設置したことで、教師の継続教育もでき、働き方に変化も出てきて、教師たちからも意義深いとの声を聞くようになったという。例として、“国民性を軸に、母国語の読み書きや、計算、同時に、人間的・社会的に健康であることに関する知識など、継続学校における教育で目的としていることを伝えることができた。ただし、自然に関する項目に着手できていないことは課題として残る。継続学校は、短期間の教育の中で、一貫性を持ち総合的に取り組まなければならない”⁴³という内容の報告があった。

若者の失業に対する様々な対策が採られた一方で、女性の社会進出にも目が向けられていた。上述のような児童・若者保護育成に対する社会的関心の高まりに伴い、保護施設の設置が進み、保護施設で働く職員の需要も高まり、貧

困組合とスウェーデン保護養成組合で職員の養成課程が設けられた。主に地方の女性を対象とした、児童保護に関する講習が各コミュニティで熱心になされるようになった。児童保護に関する職は、女性たちの関心を集め人気のある養成課程となった。この講習で重要視されたのは、乳幼児の保護よりも、子どもの育成である。なぜなら、これが当時の児童福祉領域で最も大きな課題であったためであるとされる。家庭での子育て経験は、保護施設等における職員として最も必要とされる能力であり、子育てを経験した女性たちにとって適切な職業であると考えられていた⁴⁴。

以上のことから、若者や女性を対象とした職業教育もSP領域とされていた。貧困という深刻な社会問題から脱する対策であったと同時に、若者がより多くの時間学んで生活を豊かにすることや、女性の既存の能力を活かし家庭以外の場でも活躍してもらおうという、人びとの生活を金銭面以外でも豊かにするためでもあったと考えられる。

(6) スポーツ・文化活動

子ども・若者の保護・育成が熱心に取り組まれていた一方で、子どもや若者の心身の健康的な発達のための運動や生活を豊かにするための文化活動も活発に行われていた。例えば、学校における遊びの要素を取り入れたスポーツ大会や、水泳やスキーなどの季節に合わせた運動、キャンプや修学旅行などの特別活動、オペラ鑑賞や演劇教育などの文化（教育）活動、また、（学校）図書館事業などである。

当時、学校における遊びや運動（＝スポーツ大会）の意義が認識され始めていた。子ども・若者の非行や喧嘩といった問題を懸念し、学校が取り組み始めたのであるが、それは以下のような考え方に基づく。“遊びや運動は、より健康的に人間の本来性に近づく。以前は学校に、遊んだり、運動したりする場所がなかった上、教育者もその重要性を認識していなかった。しかし、人は本来、競争をするものである。だから、かつての子どもたちは運動による競争ではなく、ルールも何もない喧嘩というかたちで競争していた。そして、大人になるまで、この競争のかたちを採り続けたのであった”。しかし次第に、“人びとは互いに健康的であるよう高め合い、社会に適応していくことの重要性に気がつき始めた”ため、「健康的」な競争のあり方を求め始めたのである⁴⁵。

さらに学校外においても運動の重要性は認識されており、1929年のイースター休暇の間に、親たちの希望によりスキー講座が開講されたり、山でのキャンプが行われた。スキー講座には計2,200名のストックホルム市内の子どもたちが集まった。スキー中は、グループで1人リーダーを決め、グループ行動をした。“子どもたちは、家族から少し離れ休暇を楽しんだ”と記される⁴⁶。一方、1931年に開催されたキャンプには、デンマークやイギリスからも参加

があり、計2,250名が集まり、国境を越えた交流の機会を持つことができたと記録されている⁴⁷。

他にも、教科教育以外の教育事業として、図書館や博物館を活用した事例が挙げられる。例えば、ヤコブ国民学校（Jakobs folkskola）では、博物館との協働事業を行っていた。具体的には、北欧博物館主導、国立博物館や国立歴史博物館協力のもと、16世紀の人びとの生活に関する展示などが行われた。この展示の目的は、政治的・経済的・文化的に重要な歴史的な出来事を子どもたちに伝えることであった⁴⁸。

このように、スポーツ事業と同時に、文化事業も重視されていた。1931年の「教師マガジン」では演劇教育の意義について、社民党議員による論文が紹介される。すなわち、“「本当に良い演劇」には、豊かで開放的な人間の精神が含まれている”という内容である。同議員によれば、“舞台演劇は、優れた教育者である。言葉や、発声の仕方、振る舞い、そして多くの演目は、歴史的で社会的なものを扱っており、学ぶことが多い。だからこそ、喜びと俗才の源なのである”。当時を「大変な時代」と認識した上で、“しかし社会は、文化を守ることを忘れてはならない。演劇に取り組んでいる学校は、その事業が公共性を持っているということを忘れてはならない。これをやめてしまえば、何か良いものを失ってしまう”と主張したとのことである⁴⁹。

このように、スポーツや文化活動もSPの機能として重視され学校内外で活発に取り組まれていた。その際、集団行動や人生観を豊かにすることが意図されており、子どもたちの社会性を育むことに重点が置かれていた。

IV. まとめにかえて

(1) 考察

以上みてきたように、本稿で対象としてきた1900～1930年代初期は、スウェーデンにおいてSPが盛んに議論されていた、SP萌芽期／導入期と言える。当時のスウェーデンにおける貧困や失業、子ども・若者の非行などの社会問題に対し、SPは様々な視点から取り組んでいた。これまで明らかになっていた貧困ケア、衛生ケア、特別支援教育に加え、SPには更生・道徳教育、児童保護育成、職業教育、スポーツ・文化活動という機能もあった。SPは、人びとの生命保障と生活の向上、成長のため、貧困ケア、衛生ケア、特別支援教育、更生・道徳教育、児童保護育成、職業教育、スポーツ・文化活動といった、教育・福祉・保健衛生・文化事業を担っていた。

社民党による福祉国家の建設が本格化される以前、人びとが共同して健康的に生きていけるよう、ヘルスケアから文化活動まで人びとの生活を総合的に保障していたのがSPであったが、前述のように、その後、SPに対する社会的関心は薄まった。すなわち、社会保障制度が充実してい

くにつれ分業化が進み、SP が有していた機能は分化していったと考えられる。しかし、縦割り行政が進むことにより、制度と制度の間に位置づくような問題が抜け落ちてしまうという弊害が生じることもある⁵⁰。SP 領域では、縦割り行政による弊害について制度設計の段階で既に議論されており、特に子ども・若者の発育をめぐることは、生命の保護から文化活動まで総合的に取り組まれていた。人びとの生活全体について、多角的な視点で総合的に考え、実践されていたところに SP の歴史的意義があったと考えられる。

そのように総合的な取り組みに対する基本的な価値観とは、全ての人が共同することにより、様々な物事・人に触れ、個人の人生が豊かになり、個人が成長すると同時に、個人が他者や社会について考えるが故に、社会改善・発展にもつながるということだったのでないだろうか。この価値観に基づき社会づくりをしていくためには、貧困層や障害者、非行少年少女、依存症の人びとなども対象とした、より多くの人びとが豊かに生活できるよう、幅広い教育事業の提供が必要だと考えられていたと思われる。そのため必要に応じ、医療や心理学領域の専門家が SP 実践に携わり、教育の対象者を広げることが可能とした。

ただし、SP が目指していたのは、個人が既存の社会に適応することだけでなく、多様な個人を受容する社会の幅を広げることでもあった。ヘルシンキ大学の教育学者、Albert Lilius (アルベルト・リリウス) (1873-1947) による講演をまとめた、「発達期における個人と社会的傾向」という記事が 1931 年の「教師マガジン」で紹介された。

“我々の時代は、均質化された時代である。人びとが同様に成長する時代である。世代間や性別、社会階層の差がなくなっている”という社会認識に立った上で、ただし“完全なる調和は、個人化志向でも社会化志向でも、若者であろうが、どのような人にとってもあり得”ず、それは“集団よりも国レベルだと、より一層困難である”。しかし、“自己に忠実になるという共通のゴールを持つよう努力することはできるし、しなければならない”という。すなわち、“自分らしくなりすぎず”、“自分らしく”いられることが、若者の、そして人びとの将来を左右する”という主張であった⁵¹。

この記事によれば、当時の複雑な社会状況を乗り越えるためには、個々人が持つ力を発揮すると同時に、各々の多様な能力が社会と接続するような社会態勢づくりが必要だと考えられていた。そのため、個人が成長すると同時に、社会も発展する必要があった。歴史的な SP の実践領域は、現在、学問的・制度的に位置づけられているような社会福祉的機能よりも幅広く、個人／社会の発展といった教育的観点の基本に置かれていた。あらゆる個人／社会は発展を続けるという価値観に基づいていたからこそ、総合的な

教育支援を可能にしたと思われる。そして、この総合的な教育支援こそが SP の独自性だったと言えるのではないだろうか。

(2) 今後の課題

以上、SP の多様な社会的機能について歴史的に考察してきたが、課題も残される。本稿では、SP がどのような領域を担っていたか史料に基づき羅列したに過ぎないため、以下の点について今後探究する必要がある。

先述のように現在スウェーデンは再度、複雑な時代を迎えている。以前のような社会民主主義的な福祉国家の維持は困難となっており、福祉の恩恵を受けられない人びとが目立つようになってきた中で、SP が注目されている。そのような社会状況で、SP の歴史的意義について検証できたことは、SP 研究の発展に資すると考えている。ただし、なぜ、SP が以上のような幅広い概念として社会で機能していたのか、また、誰がどのような概念として初めて用いたのかといった疑問は未だ残る。さらに、本稿で試みたカテゴリー化によって見出された領域ごとに、当時の社会と SP の関係についてより深く考察しなければ、「SP とは何か」という大きな問いに迫ることはできない。これらは、本稿で考察を深めることはできなかったが、今後の課題として検討していきたい。

註・引用文献

- 1 Martin Molin, Anders Gustavsson, Hans-Erik Hermansson, *Meningsskapande och delaktighet – om vår tids socialpedagogik*, Göteborg, Daidalos, 2010, pp. 7-8.
- 2 Lisbeth Eriksson, Thomas Winman, *Learning to Fly – Social Pedagogy in a Contemporary Society*, Göteborg, Daidalos, 2010, pp. 124-125.
- 3 Gösta Esping-Andersen『ポスト工業経済の社会的基盤』[*Social Foundations of Postindustrial Economies*, Oxford University Press, 1999] 渡辺雅男・渡辺景子訳、桜井書店、2000、pp. 117-130.
- 4 Migrationsverket (移民局) 公式ホームページ、入手先 URL (<http://www.migrationsverket.se/Om-Migrationsverket/Statistik.html>)、アクセス日：2018年11月20日。
- 5 Socialstyrelsen (社会庁) 公式ホームページ、入手先 URL (<http://www.socialstyrelsen.se/nyheter/2016/alltflerm-issbrukaretvangsvardas>)、アクセス日：2018年11月20日。

- ⁶ Socialstyrelsen, *Psykisk ohälsa bland unga – Underlagsrapport till Barns och ungas hälsa, vård och omsorg 2013*, Socialstyrelsen, 2013, p. 8.
- ⁷ ソスペッドは国家資格ではなく、「ソスペッド養成課程」という名の付く教育課程を経たことでソスペッドとして認められ就職につながる。
- ⁸ Tina Eriksson-Sjöo, *Socialpedagogiskt arbete i skolan*, Malmö, Princo Grafiskt Center, 2011, pp. 5-6.
- ⁹ Christer Cederlund, Stig-Arne Berglund, *Socialpedagogik – pedagogiskt socialt arbete*, Stockholm, Liber, 2014, p. 25.
- ¹⁰ Lisbeth Eriksson, *Socialpedagogik utan gränser – en studie om socialpedagogiska innebörder*, Linköpings universitet, 2006, p. 25.
- ¹¹ Svenska Fattigvårdsförbundets Tidskrift, *Svenska Fattigvårdsförbundets första halfårskurs*, Oskar Eklunds Boktryckeri, 1908, Häfte 2, pp. 77-80.
- ¹² 是永かな子・高橋智「1940年代のスウェーデンにおける福祉国家構想と補助学級(学校)教育—『社会的教育(Socialpedagogik)』の制度化を中心に—」東京学芸大学、『学校教育学研究論集』No.6、2002、pp. 13-25.
- ¹³ *Ibid.* p. 18.
- ¹⁴ Nya Skollagen 2010: 800, Kap2 Huvudmän och ansvarsfördelning, Elevhälsa, Elevhälsans omfattning 25§.
- ¹⁵ 現在の初等教育にあたる。1842年に制度化され、全国に設置されるようになった。
- ¹⁶ リンシェーピン大学 (Linköpings universitet) ルーネベリプロジェクト (Projekt Runeberg) 公式ホームページ、入手先 URL (<http://runeberg.org/>)、アクセス日：2018年11月20日。
- ¹⁷ 松田武雄『近代日本社会教育の成立』九州大学出版会、2004。
- ¹⁸ *Svensk läraretidning*, Svensk Läraretidnings Förlagsaktiebolag, 1901, nr. 44, pp. 746-747.
- ¹⁹ *Svensk läraretidning*, 1931, nr. 2, pp. 27-28.
- ²⁰ David Lund, *BARN OCH UNGDOM: NORDISK SOCIAL - PEDAGOGIK TIDSSKRIFT*, Nordisk Sammanslutning för Barnvård och Ungdomsskydd, 1922, pp. 23-30.
- ²¹ *Svensk läraretidning*, 1930, nr. 18, p. 420.
- ²² David Lund, *BARN OCH UNGDOM*, 1922, pp. 156-164.
- ²³ *Svensk läraretidning*, 1929, nr. 48, p. 960.
- ²⁴ G.H. von Koch, *BARN OCH UNGDOM*, 1925, pp. 22-27.
- ²⁵ G.H. von Koch, *BARN OCH UNGDOM*, 1925, pp. 65-76.
- ²⁶ G.H. von Koch, *BARN OCH UNGDOM*, 1922, pp. 9-12.
- ²⁷ 谷屋愛子「スウェーデンにおける家族援助の実態と課題—児童虐待への対応に焦点を当てて—」京都大学教育行政学研究室、『教育財政論叢』第9巻、2005、pp. 17-30.
- ²⁸ Märta Bjärnbom Romson, *BARN OCH UNGDOM*, 1927, pp. 68-73.
- ²⁹ Samhällets Styvbarns kunskapsbank, *1924 års barnvårdsdag (SFS 1924: 361)*, 2013, p. 1.
- ³⁰ Märta Bjärnbom Romson, *op.cit.* pp. 68-73.
- ³¹ H.S.B. (Hyresgästernas sparkasse - och byggnadsförening) 公式ホームページ、入手先 URL (<https://www.hsb.se/stockholm/om-hsb/historia/>)、アクセス日：2018年11月20日。
- ³² Ernst J Lundqvist, *BARN OCH UNGDOM*, 1931, pp. 104-111.
- ³³ *Svensk läraretidning*, 1931, nr. 6, p. 126.
- ³⁴ *Svensk läraretidning*, 1931, nr. 18, p. 409.
- ³⁵ 当時の貧困の子どもたちが、土木や木工、裁縫などの手工業を学んだ実業学校のこと。
- ³⁶ *Svensk läraretidning*, 1931, nr. 29, p. 644.
- ³⁷ Birger Löfving, *BARN OCH UNGDOM*, 1932, pp. 75-83.
- ³⁸ セツルメントのことを指し、現在では日本の公民館と似た機能を持つ。
- ³⁹ Birger Löfving, *op.cit.*, pp. 75-83.
- ⁴⁰ *Svensk läraretidning*, 1931, nr. 8, p. 169.
- ⁴¹ *Svensk läraretidning*, 1931, nr. 7, p. 140.
- ⁴² *Svensk läraretidning*, 1931, nr. 37, p. 812.
- ⁴³ *Svensk läraretidning*, 1932, nr. 9, p. 190.
- ⁴⁴ G.H. von Koch, *BARN OCH UNGDOM*, 1922, pp. 9-12.
- ⁴⁵ *Svensk läraretidning*, 1929, nr. 47, pp. 926-927.
- ⁴⁶ *Svensk läraretidning*, 1929, nr. 15, pp. 285-286.
- ⁴⁷ *Svensk läraretidning*, 1931, nr. 8, p. 167.
- ⁴⁸ *Svensk läraretidning*, 1931, nr. 11, pp. 233-234.
- ⁴⁹ *Svensk läraretidning*, 1931, nr. 41, p. 908.
- ⁵⁰ 小川利夫『教育福祉の基本問題』勁草書房、1985年。
- ⁵¹ *Svensk läraretidning*, 1931, nr. 17, pp. 383-385.

